

第五節 法曹養成

○司法試験法

(昭和二十四年五月三十一日)
法律第一百四十一号

第一条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となる者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。

第二条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十六条の試験は、この法律により行う。

第三条 司法試験は、第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。

改正 昭和二七年七月三一日法律第二六八号
二八年七月二十五日同第一八五号
三三年二月二十五日同第一八〇号
五三年四月二十四日同第一二七号
五六六年五月十九日同第一四五号
五八年二月二日同第一七八号
五九年五月一日同第一二三号
平成三年四月二日同第一二三号
同三年四月二三日同第一三四号
一〇年五月六日同第一四八号

昭和二七年七月三一日法律第二六八号
二八年七月二十五日同第一八五号
三三年二月二十五日同第一八〇号
五三年四月二十四日同第一二七号
五六六年五月十九日同第一四五号
五八年二月二日同第一七八号
五九年五月一日同第一二三号
平成三年四月二日同第一二三号
同三年四月二三日同第一三四号
一〇年五月六日同第一四八号

司法試験法をここに公布する。

司法試験法

目次

第一章 司法試験等(第一条—第十一條)

第二章 司法試験委員会(第十二条—第十六条)

第三章 補則(第十七条)

附則

第一章 司法試験等(平一四法一三八・章名追加・改称)
(司法試験の目的等)

第九編 司法(司法試験法)

第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となる者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一 公法系科目(憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。次項において同じ。)

二 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。次項において同じ。）

三 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。次項において同じ。）

2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一 公法系科目

二 民事系科目

三 刑事系科目

四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者があらかじめ選択する一科目

3 前二項に掲げる試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

4 司法試験においては、その受験者が裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならぬ。

（司法試験予備試験）
力、判断力等の判定に意を用いなければならぬ。

（司法試験の受験資格等）
（平一四法一三八・全改）

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に

定める期間において、三回の範囲内で受けことができる。

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十五条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程（次項において「法科大学院課程」という。）を修了した者 そ

の修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間 二 司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格（同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。）に対応する受験期間（前項各号に定める期間をいう。以下この項において同じ。）においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けるこ

とはできない。前項の規定により最後に司法試験を受けた日後の最初の四月一日から一年を経過するまでの期間については、その受験に係る受験資格に対応する受験期間が経過した後であつても、同様とする。

（平一四法一三八・全改）

（司法試験予備試験）

第五条 司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による

筆記並びに口述の方法により行う。

2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

一 憲法

二 行政法

三 民法

四 商法

五 民事訴訟法

六 刑法

七 刑事訴訟法

八 一般教養科目

3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。

一 前項各号に掲げる科目

二 法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目をいう。

次項において同じ。）

4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。

5 前三項に規定する試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

（平一四法一三八・全改）

（司法試験委員会の意見の聴取）

第六条 法務大臣は、第三条第二項第四号若しくは第三項又は前条

第五項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聽かなければならない。

（平一四法一三八・追加・旧第六条の二繰上・一部改正）

（司法試験等の実施）

第七条 司法試験及び予備試験は、それぞれ、司法試験委員会が毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ官報をもつて公告する。

（平一四法一三八・一部改正）

（合格者の決定方法）

第八条 司法試験の合格者は司法試験考查委員の合議による判定に基づき、予備試験の合格者は司法試験予備試験考查委員の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会が決定する。

（平三法三四・平一四法一三八・一部改正）

（合格証書）

第九条 司法試験又は予備試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

（平一四法一三八・一部改正）

（合格の取消し等）

第十条 司法試験委員会は、不正の手段によつて司法試験若しくは予備試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令に違反した者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により

五年以内の期間を定めて司法試験若しくは予備試験を受けることができないものとすることができる。

（平一四法一三八・一部改正）

（受験手数料）

第十一條 司法試験又は予備試験を受けようとする者は、それぞれ実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、当該試験を受けなかつた場合においても返還しない。

（昭二八法八五・昭五三法二七・昭五六法四五・昭五九法二三・平一四法

一三八・一部改正）

第二章 司法試験委員会（平一四法一三八・章名追加）

（司法試験委員会の設置及び所掌事務）

第十二条 法務省に、司法試験委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 司法試験及び予備試験を行うこと。

二 法務大臣の諮問に応じ、司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項について調査審議すること。

三 司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること。

四 その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（委員長）

第十四条 委員長は、委員の互選に基づき、法務大臣が任命する。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。

（昭二七法二六八・平一四法一三八・一部改正）

（司法試験考查委員等）

第十五条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験考查委員を置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため

3 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

（平一四法一三八・全改・一部改正）

（委員）

第十三条 委員会は、委員七人をもつて組織する。

2 委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

（平一四法一三八・全改）

（委員長）

第十四条 委員長は、委員の互選に基づき、法務大臣が任命する。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。

（昭二七法二六八・平一四法一三八・一部改正）

（司法試験考查委員等）

D [田法八〇二〇] ⑭

司法試験予備試験考查委員（以下この条及び次条において「予備

線上・一部改正)

試験考查委員」という。)を置く。

2 司法試験考查委員及び予備試験考查委員は、委員会の推薦に基づき、当該試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命する。

3 司法試験考查委員及び予備試験考查委員は、非常勤とする。

（平一四法一三八・全改・一部改正）

（政令への委任）

第十六条 第十二条から前条までに定めるもののはか、委員会の委

員、司法試験考查委員及び予備試験考查委員に関する事項その他委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

（平一四法一三八・全改・一部改正）

第三章 補則（平一四法一三八・章名追加）

（法務省令への委任）

第十七条 この法律に定めるもののほか、司法試験及び予備試験の実施に關し必要な事項は、法務省令で定める。

（平一四法一三八・全改・一部改正）

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等試験司法科試験に合格した者は、この法律による司法試験に合格した者とみなす。

（経過措置）
次に掲げる受験手数料等については、なお從前の例による。

（平三法三四・旧第五項線下、平一四法一三八・旧第六項線上・旧第三項

附 則（昭和二七年七月三一日法律第二六八号）抄

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附 則（昭和二八年七月二十五日法律第八五号）

この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

附 則（昭和三三年一二月二五日法律第一八〇号）抄

この法律は、昭和三十六年一月一日から施行する。

附 則（昭和五三年四月二十四日法律第二七号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中不動産

の鑑定評価に関する法律第十一條第一項の改正規定、第二条、第三条、第五条及び第六条の規定、第十九条中特許法第百七条第一項の改正規定、第二十条中実用新案法第三十一條第一項の改正規定、第二十一條中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十二条中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定、第二十八条中通訳案内業法第五条第二項の改正規定並びに第二十九条及び第三十条の規定は、昭和五十三年五月一日から施行する。